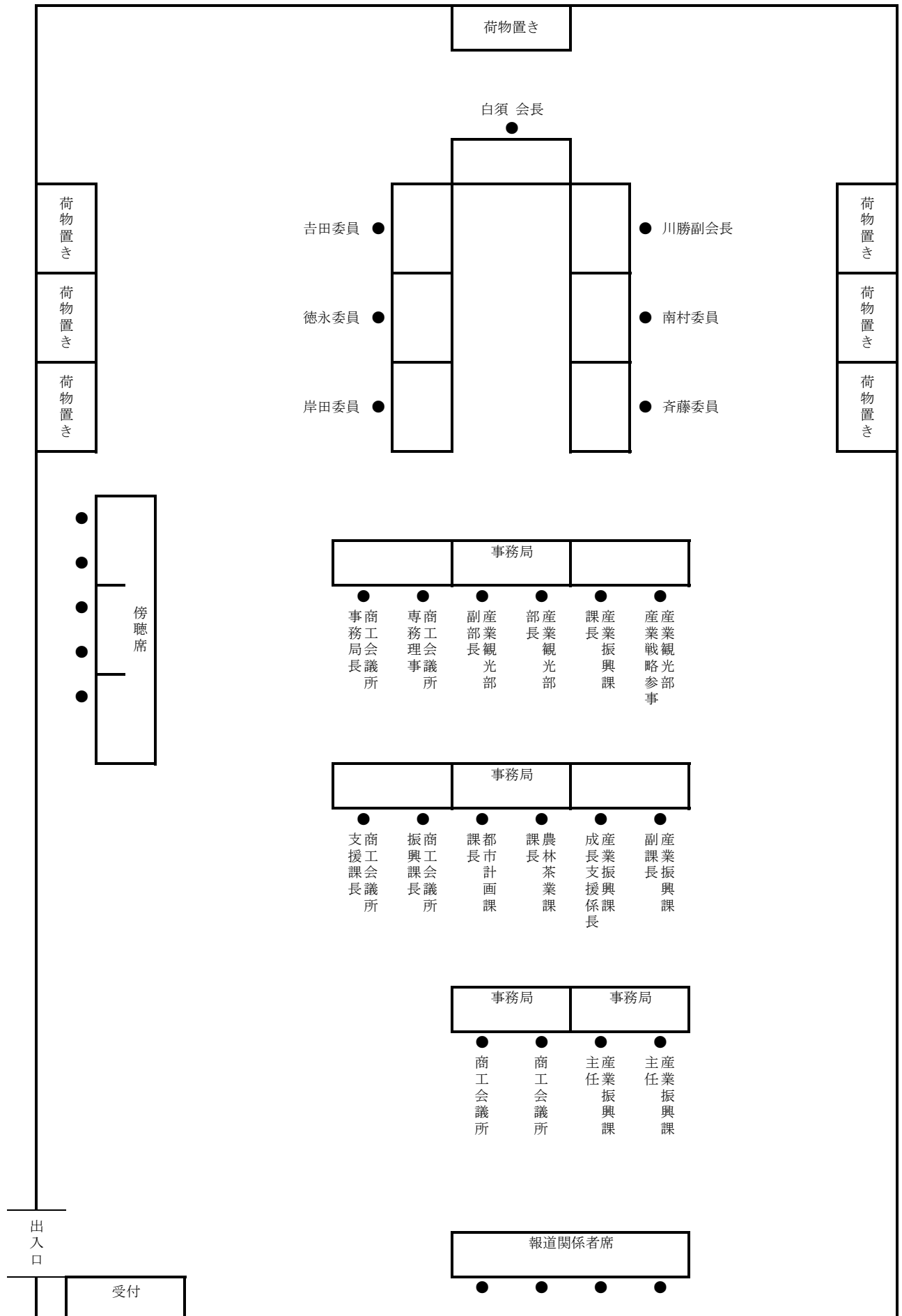


宇治市産業振興会議 委員名簿

名 前	役職名等	備 考
しらす 白須 ただし 正	元 龍谷大学 政策学部教授 (京都工芸繊維大学 監事)	会長
かわかつ 川勝 たけし 健志	京都府立大学 公共政策学部教授	副会長
かなまる 金丸 こういち 公一	公益社団法人宇治市観光協会 副会長	
きしだ 岸田 ひで き 秀紀	京都府山城広域振興局 農林商工部長	
さいとう 斉藤 ようこ 洋子	宇治商工会議所青年部 会員	
とくなが 徳永 こう き 興輝	京都信用保証協会 山城支所長	
なむら 南村 え り 英里	一般社団法人京都中小企業家同友会 宇治支部 副支部長	
もとなが 本永 はるひこ 治彦	公益社団法人京都工業会 専務理事	
よしだ 吉田 りいち 利一	京都やましる農業協同組合 副組合長理事	

(敬称略、五十音順)

令和7年度 第1回 宇治市産業振興会議 席次表



宇治市産業振興会議設置要項

(目的及び設置)

第1条 宇治市産業戦略を遂行し本市の産業振興を図るため、有識者等の幅広い意見を反映するための宇治市産業振興会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 産業関係団体等の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(担任事項)

第3条 会議は以下に掲げる事項について意見の交換及び調整を行う。

- (1) 産業戦略の遂行に関する事
- (2) 産業戦略の策定に係る検討に関する事
- (3) その他産業振興に関して必要な事項

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(会長)

第5条 会議に会長及び副会長をそれぞれ1名おく。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 5 副会長は、会長が指名する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(事務局)

第7条 会議の庶務は、産業観光部産業振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要項は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 委員の任期前の最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が召集する。

附 則

この要項は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

宇治市産業振興会議の公開に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、宇治市産業振興会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開催会議の事前公表)

第2条 会議を開催するにあたり、開催日の1週間前までに、会議の概要を記載した書面を行政資料コーナーに備えるとともに市のホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められる場合はこの限りではない。

(会議の公開)

第3条 会議の公開は傍聴を認めることにより行うものとする。

(傍聴席の区分)

第4条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第5条 一般席の定員は、会場のスペースにより決定し、先着順とする。

(傍聴の手続き)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催予定時刻の10分前までに、会議場の傍聴人受付において、氏名を傍聴受付票に記入し、事務局の指示に従い入場しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他の危険なものを携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑をおよぼすと認められるものを携帯している者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑または騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。

- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) 会長の許可なく、会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等は電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- (7) その他会議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(会長の指示)

第9条 傍聴人は、全て会長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要項に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議資料の提供)

第12条 会議資料（宇治市情報公開条例（平成17年宇治市条例第4号）第6条各号の規定に該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている部分を除く）を会議の当日までに行政資料コーナーに備えるとともに、傍聴者に提供するものとする。

(会議の非公開)

第13条 会議は、以下の各号に該当する場合は、非公開とする理由を明らかにしたうえで、委員の過半数の賛同を得て、非公開とすることができる。

(1) 非公開情報に関し、審議等をする場合。

(2) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合。

2 会議の審議事項に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて公開するものとする。

(会議録の公開)

第14条 会議は、公開した会議の会議録を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。

(その他必要な事項)

第15条 この要項に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要項は、令和元年11月1日から施行する。